工事の成績評定通知実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「工事成績評定基準」第5条の評定結果の通知と公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 下関市が施行する工事(直営工事及び上下水道局の所管に属する工事 を除く。)とする。

(評定点等の通知)

第3条 工事担当課長は、評定者から項目別評定点(別表)の提出がなされた後、 当該工事の受注者に速やかに工事成績評定通知書(様式第1号)により通知す るものとする。

(説明請求)

第4条 受注者は、第3条の通知を受けた日から起算して14日以内(休日を含む)に、書面により、工事担当課長に評定点等について説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第5条 工事担当課長は、第4条の規定による説明を求められた場合、速やかに 工事成績評定に係る説明書(回答)(様式第2号)により回答するものとする。 なお、再説明の請求は認めないものとする。

(評定点等の公表)

第6条 工事担当課長は、請負代金額が1,000万円以上の工事について、第 5条の説明請求に対する回答後、(説明請求がない場合は、第3条の通知を受 けた日から起算して14日を過ぎた日)速やかに工事成績評定点等の公表を 行うものとする。なお、公表期間は6月とする。

(公表の方法と場所)

第7条 前条の工事成績評定点等の公表については、道路河川管理課(検査技術 監理室)にて、工事担当課長から検査技術監理室長に提出された項目別評定点 (別表)を一括して閲覧方式で公表するものとする。

附則

- この要領は、平成17年2月13日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に起案した執行伺い(工事)に係る工事の成績評定から適用する。
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- この要領は、平成28年4月1日以降に検査を実施する工事から施行する。
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- この要領は、令和7年4月1日以降に検査を実施する工事から施行する。